



金 沢 市 公 報

第 3 0 7 0 号

令和4年(2022年)3月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 指定の辞退について (") 4
● 告 示		○市道の路線の認定について (道路管理課) 4
○自転車等を撤去し、保管したことについて (歩ける環境推進課) 1		○市道の路線の変更について (") 4
○石川県金沢食肉流通センターの指定管理者の 指定について (農業水産振興課) 2		○市道の区域の決定について (") 5
○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民協働推進課) 2		○道路の供用の廃止について (") 5
○令和3年金沢市告示第131号(金沢市指定文 化財の指定及びその保持者又は保持団体の認 定について)の一部改正について (文化財保護課) 2		○市道の区域の変更について (") 5
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課) 3		○道路の供用の開始について (") 6
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について (") 3		○専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指 定について (") 6
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 所在地の変更について (") 3		● 公 告
		○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課) 7
		● 農業委員会告示
		○令和4年第3回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局) 7
		● 公営企業告示
		○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建設課) 7

告 示

●金沢市告示第82号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例(平成6年条例第45号)第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
西泉1丁目地内	自 転 車	1台
新竪町3丁目地内	自 転 車	1台
清川町地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	4台
二口町地内	自 転 車	1台
寺中町地内	自 転 車	1台
古府町南地内	自 転 車	1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和4年2月1日から同月28日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和4年3月22日から同年9月21日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び食肉流通センター条例（昭和53年条例第44号）第8条第4項の規定により、石川県金沢食肉流通センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第9条の規定により告示します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
石川県金沢食肉流通センター	金沢市才田町戊337番地	一般社団法人石川県金沢食肉公社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

●金沢市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
袋島町会	主たる事務所 の所在地	金沢市袋島町北110番地	金沢市袋島町北50番地	令和4年1月1日
	代表者の氏 名及び住所	北本 毅 金沢市袋島町北110番地	北本 隆司 金沢市袋島町北50番地	
御所町2丁 目町会	代表者の氏 名及び住所	橋本 秀司 金沢市御所町2丁目128番地	田谷 陽司 金沢市御所町2丁目288番地	令和4年3月1日

●金沢市告示第85号

令和3年金沢市告示第131号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

表中

建造物	ひらぎやぞめもてん 平木屋染物店	1棟	金沢市片町2丁目31番38号 平木 有二	指定令和3年7月1日	を

建造物	ひらぎ や そめもてん 平木屋染物店	1棟	金沢市片町2丁目31番38号 平木 有二	指定令和3年7月1日
彫刻	もくぞう ふ どうみょうおうりゆうぞう 木造不動明王立像	1軀	金沢市神宮寺3丁目12番15号 宗教法人 持明院	指定令和4年3月22日
名勝	さいしょう じていせん 西勝寺庭園	275㎡	金沢市瓢箪町376番外 宗教法人 西勝寺	指定令和4年3月22日

に

改める。

●金沢市告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	指定年月日
はっとり大腸肛門クリニック	金沢市大友1丁目109番地	令和4年1月5日
わせだ@ホームクリニック	金沢市駅西本町2丁目5番20号	令和4年1月1日
尾張町たかたクリニック	金沢市下新町6番36号	令和4年1月1日
みずきクリニック	金沢市みずき1丁目3番地5	令和4年1月1日
北町ラン薬局	金沢市駅西本町6丁目14番5号	令和4年2月1日
むさしまち薬局	金沢市安江町14番1号 102	令和4年2月1日
スギ薬局 金石店	金沢市金石本町ハ8番地	令和4年3月1日
とよほ薬局	金沢市豊穂町2番地	令和4年3月1日

●金沢市告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	廃止年月日
アカシヤの里訪問看護ステーション	金沢市粟崎町5丁目3番地8	令和3年12月31日
きむら尾張町クリニック	金沢市尾張町2丁目6番2号	令和3年12月31日
北塚らいふ薬局	金沢市北塚町西387番地1	令和元年11月30日

●金沢市告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
訪問看護ステーション デューン金沢	金沢市広岡2丁目13番8号 オフィスルーヴァ3-1号室	金沢市長田2丁目26番5号 MTKスカイビル 101号室	令和4年2月22日

●金沢市告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を辞退する旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により次のとおり告示します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人社団AK美容会 野町デンタルクリニック	金沢市野町1丁目1番43-1号	令和4年3月1日

●金沢市告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1120	尾張町1丁目線9号	尾張町1丁目 30番 先から 尾張町1丁目 34番 1先まで	
3716	鞍月16号 御供田町線28号	御供田町ハ 51番 3先から 御供田町ハ 51番 5先まで	
4428	小坂28号 千木町線39号	千木町カ 34番 1先から 千木町カ 43番 1先まで	
4428	小坂28号 千木町線40号	千木町カ 43番 8先から 千木町カ 43番 11先まで	
4439	小坂39号 横枕町線21号	横枕町イ 48番 6先から 横枕町イ 48番 4先まで	

●金沢市告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

整理番号	新旧の別	路線名	起点及び終点	重要な経過地
46	旧	1級幹線46号 専光寺・袋島線	専光寺町ル1番1先から 袋島町南11番1先まで	
	新		専光寺町ル1番1先から 稚日野町北20番1先まで	
304	旧	2級幹線304号 古府・御影線	古府2丁目306番先から 御影町4番2先まで	
	新		神野2丁目58番先から 御影町4番2先まで	
1120	旧	尾張町1丁目線枝1号	尾張町1丁目35番先から 尾張町1丁目34番1先まで	
	新		尾張町1丁目35番先から 尾張町1丁目40番先まで	

●金沢市告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路線名	幅員(m)	延長(m)
1級幹線	1級幹線46号専光寺・袋島線	5.3 ~ 19.4	1,024
2級幹線	2級幹線304号古府・御影線	5.7 ~ 38.2	4,435
一般市道	尾張町1丁目線枝1号	1.6	23
一般市道	尾張町1丁目線9号	2.0	40
一般市道	鞍月16号御供田町線28号	6.0	45
一般市道	小坂28号千木町線39号	6.4	126
一般市道	小坂28号千木町線40号	6.0	111
一般市道	小坂39号横枕町線21号	6.0	37

●金沢市告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を廃止します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

路線名	区 間	供用廃止日
米丸7号	玉鉾4丁目101番1先から	令和4年3月22日
玉鉾4丁目線6号	玉鉾4丁目9番1先まで	

●金沢市告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	米丸5号	玉銚2丁目 394番 先から	旧	8.0	38.2
	玉銚2丁目線14号	玉銚2丁目 393番 先まで	新	9.0	38.2
一般市道	米丸7号	玉銚4丁目 101番 1先から	旧	3.0~3.1	85.0
	玉銚4丁目線6号	玉銚4丁目 9番 1先まで	新	8.0	85.0

●金沢市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

路線名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 46号 専光寺・袋畠線	専光寺町ル 1番 1先から 稚日野町北 20番 1先まで	令和4年3月31日
2 級 幹 線 304号 古府・御影線	神野2丁目 58番 先から 御影町 4番 2先まで	令和4年3月31日
尾張町1丁目線枝1号	尾張町1丁目 35番 先から 尾張町1丁目 40番 先まで	令和4年3月22日
尾張町1丁目線 9号	尾張町1丁目 30番 先から 尾張町1丁目 34番 1先まで	令和4年3月22日
鞍月16号 御供田町線28号	御供田町ハ 51番 3先から 御供田町ハ 51番 5先まで	令和4年3月22日
米丸5号 玉銚2丁目線14号	玉銚2丁目 394番 先から 玉銚2丁目 393番 先まで	令和4年3月25日
米丸7号 玉銚4丁目線6号	玉銚4丁目 101番 1先から 玉銚4丁目 9番 1先まで	令和4年3月25日
小坂28号 千木町線39号	千木町カ 34番 1先から 千木町カ 43番 1先まで	令和4年3月22日
小坂28号 千木町線40号	千木町カ 43番 8先から 千木町カ 43番 11先まで	令和4年3月22日
小坂39号 横枕町線21号	横枕町イ 48番 6先から 横枕町イ 48番 4先まで	令和4年3月22日

●金沢市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

- 1 指定する道路の路線名
尾張町1丁目線9号
- 2 指定する期日
令和4年3月22日

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を令和4年3月22日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和4年3月22日

金沢市長 村 山 卓

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和4年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和4年3月22日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

- 1 日時
令和4年3月28日午後3時
- 2 場所
金沢市第二本庁舎 2301会議室
- 3 議案
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (4) 非農地証明願について
 - (5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について
 - (6) 農地の権利取得における下限面積の基準の見直しについて
 - (7) 非農地判断について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第7号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設課において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月22日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和4年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 山科町の一部
 - (2) 大浦町の一部
 - (3) 赤土町及び豊穂町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。

- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
- (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町ハ272番地
名称 西部水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

令和4年(2022年)3月22日 印刷
令和4年(2022年)3月22日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄